

学校図書館年に関する決議（案）

学校図書館は、学校教育の基礎的な設備であり、読書や学習などの諸活動において重要な役割を果たしている。われわれは、子どもの読書活動が、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」ことに鑑み、これまでも二〇〇〇年「子ども読書年」、二〇一〇年「国民読書年」に関する決議をそれぞれ衆参両院で採択するとともに、子ども読書活動の推進に関する法律や文字・活字文化振興法を制定し、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境整備の推進に努めてきたところである。こうしたもとで、関係者の努力によって、学校図書館の活用や読書活動が盛んになりつつある。われわれにはこの機運をさらに後押しする責務がある。

そのためわれわれは、グローバル化と人工知能が進展する二十一世紀において、学校図書館の活用教育を学校教育の核として位置づけ、二〇二〇年を新たに「学校図書館年」として定め、学校司書の配置促進と専任化など学校図書館のさらなる拡充に向けて、地方自治体の理解と協力のもと、国をあげて不断の努力を積み重ねることをここに宣言する。

二〇一九年 月 日

衆議院  
参議院